

## 構造改革特別区域計画

### 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

岡崎市

### 2 構造改革特別区域の名称

岡崎市児童発達支援センター給食搬入特区

### 3 構造改革特別区域の範囲

岡崎市の全域

### 4 構造改革特別区域の特性

岡崎市（以下、「本市」という。）は愛知県中央部に位置しており、総面積は県内3番目の規模となる387.20km<sup>2</sup>である。市域の北から南に矢作川が、東から西に乙川が流れており、その水源として市域の約6割にのぼる森林を有した豊かな水環境と自然環境を有する。交通は広域利便性に優れ、JR東海道本線、名鉄名古屋本線及び愛知環状鉄道線の鉄道網や、東名高速道路、新東名高速道路や幹線道路網により、周辺都市や名古屋市との連携が図られている。人口については、令和5年1月1日現在で384,422人、令和4年における出生数は2,858人（住民基本台帳）となっており、2035年まで緩やかな増加傾向となると推計している（2018年岡崎市の将来推計人口）。

本市の障がい児支援施策としては、令和3年度～令和5年度の3年間を計画期間として策定した第6期岡崎市障がい福祉計画・第2期岡崎市障がい児福祉計画において、「思いやり つながりあって 自分らしく生きる都市（まち）岡崎」を基本理念に掲げ、福祉・教育・保健・子育て等の各担当課が連携し、発達に心配のある子と保護者に対して、早期発見から早期対応を行い、必要な支援を必要な時期に提供を図るための「早期支援システム」の運用や、保護者や

関係機関の間で成長過程や支援の内容の情報共有のため「みどりのファイル（個別の教育支援計画）」の利用推進を図るなど、障がい福祉サービス等や障がい児通所支援等の一層の充実を図っている。

このような背景には、ここ数年、発達障がいに対する認知度が上がったことや、早期に療育を受けるニーズが高まり、児童発達支援や放課後等デイサービス等の障がい児通所支援事業の利用を希望する児童が大きく増加していることが挙げられる。その結果、本市においても、障がい児通所支援事業所が少しずつ増加しているとともに、これまで保護者の共働き等を理由に療育が受けられなかった、幼稚園や保育所に属している要配慮児童についても、療育が受けられる環境になってきている。

その一方、児童発達支援センターは10万人規模に1か所が適当な整備量とされているが、本市においては、平成29年に従前から実施していた児童発達支援事業を拡充する形で児童発達支援センターに位置付けされる「こども発達支援センター」を共用開始したが、想定より多くの利用者があり、現在の施設では受け入れを希望する全員を受け入れすることができておらず、その設置数は依然として不足しており、岡崎市内の障がい児通所支援受給者証所持者を対象に実施した調査で、サービスをより充実させるために何が必要かについてたずねたところ、年齢別回答3～5歳は「障がい児通所支援のサービス提供事業所を増やす」が最も高く、ほかに比べて特に高いことから、要配慮児童を取り巻く関係機関が連携できるような支援体制の強化、保護者に対する支援、要配慮児童を取り巻く環境の整備等、総合的な支援拠点の強化が必要である。その中で、児童発達支援センター設置要件である給食の施設内調理は、調理員配置、食材の調達、専門的な調理機器設置等、費用・管理面での負担が大きく、児童発達支援センター設置の大きな障壁となっている。

## 5 構造改革特別区域計画の意義

児童発達支援センターにおける給食の外部搬入が認められることで、小規模な施設内調理と比較し、給食搬入業者が労務管理、食材管理を行うことで給食調理業務の効率化・安定化が図ら

れるほか、給食搬入業者が持つ食育に関する知識を共有することで食育の推進や専門的な調理機器設備等の費用・管理面での負担が軽減されることで費用及び人的資源を療育事業の充実に充てることが可能となる。また、調理室スペースを最小化し、指導訓練スペースを最大化することで、限られた施設空間の有効活用が可能となり、療育スペースをより広く確保できる。

児童発達支援センター開設により、市の人口規模に応じた設置数に近づくこととなり、地域の事業所に対する支援内容等への助言・援助や幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能を担う体制が整備されることで中核的な療育拠点の拡充が図られることになる。

## 6 構造改革特別区域計画の目標

給食を外部搬入することにより、安定した給食提供を行うことや事業所の費用節減、人的資源の療育事業への注力が可能となることから、きめ細やかな療育を提供し、運営の合理化を図る。また、給食搬入業者との協議の定期的な実施（オンラインによる方法も含む）や、給食搬入業者が給食内容に応じた食育に関するお便り作成することにより保護者及び施設内職員と知識を共有し、連携して食育に取り組むことで、食べることの大切さ、食物を育てる自然環境、地産地消や本市の食文化に対する関心を高める。さらに、児童発達支援センターの設置数増加を推進し、身近な地域において要配慮児童やその家族、要配慮児童を取り巻く関係機関等の相談や助言を行うことで、療育事業の質の向上及び総合的な支援体制の充実に努める。

## 7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

児童発達支援センターの設置数を増加させることで、身近な地域における療育事業が拡大し、早期療育・早期支援を推進する。また、調理業務を委託することにより調理従事者が集約され、合理的な配置による人員不足解消や雇用の創出を促す。

また、地産地消や食育を推進することにより、正しい食習慣が形成され、成長期に必要な食事を栄養バランスのとれた食事を安定的に提供することができ、児童の健やかな成長を促す。

8 特定事業の名称

939 児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業